新宿区住み替え居住継続支援要綱

平成 17 年 3 月 31 日 16 新都住住第 896 号) 平成 18 年 3 月 30 日 17 新都住住第 1210 号改正 平成 19 年 3 月 30 日 18 新都住住第 1293 号改正 平成 20 年 8 月 11 日 20 新都住居第 321 号改正 平成 22 年 9 月 30 日 22 新都住居第 755 号改正 平成 24 年 7 月 9 日 24 新都住居第 360 号改正 平成 25 年 3 月 29 日 24 新都住居第 1320 号改正 平成 30 年 3 月 30 日 29 新都住居第 1349 号改正 令和 3 年 2 月 3 日 2 新都住居第 856 号改正 令和 3 年 4 月 1 日 3 新都住居第 26 号改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区の区域内(以下、「区内」という。)の民間賃貸住宅に居住する高齢者等の世帯又は 新宿区立住宅管理条例(平成9年新宿区条例第25号。以下「条例」という。)第2条第1号の区立住宅(以下、「区 立住宅」という。)に居住する世帯が、当該居住する住宅の取壊し等により立ち退きを求められたことに伴い転居 する場合において、その転居に係る費用を支援することにより円滑な転居及び居住の安定を図り、福祉の向上に 資することを目的とする。

(民間賃貸住宅居住者に関する資格要件)

- 第2条 区内の民間賃貸住宅に居住している世帯のうち、支援の対象となる世帯(以下、「民間賃貸住宅対象世帯」という。)は、次の各号に定める要件を備えることとする。
 - (1) 次の要件のいずれかに該当し、かつ、居住する区内の民間賃貸住宅(以下「従前住宅」という。)の取壊し等により賃貸借契約の継続が困難となり立ち退きを求められ、住宅に困窮していること。
 - ア 65 歳以上のひとり暮らし世帯
 - イ 60 歳以上の者のみで構成する65 歳以上の者を含む世帯
 - ウ 身体障害者手帳4級以上の者、愛の手帳3度以上の者又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者を 含む世帯
 - エ 父又は母のいずれかひとりが、18 歳未満の児童(18 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)(以下「児童」という。)と同居し監護しているひとり親世帯(父又は母に代わる3 親等以内の親族のひとりが、児童と同居し監護している場合を含む。)
 - (2) 従前住宅に引き続き 1 年以上居住し、従前住宅の所在地に住民登録していること。ただし、住民登録できないやむを得ない事情があると区長が認める場合を除く。
 - (3) 独立して生計を営める世帯であること
 - (4) 前年における総所得金額(前年における総所得金額を確認するための特別区民税・都民税の課税証明書の交付が開始されていない場合にあっては、前々年における総所得金額)が、単身世帯にあっては

2,668,000円以下、二人以上世帯にあっては、この額に、世帯員が一人増えるごとに38万円を加算した額以下であること。

- (5) 区内の民間賃貸住宅への転居であること。
- (6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく給付を受給中の世帯でないこと
- (7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国及び永住帰国後の自立の支援に関する一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受給中の世帯でないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、支援の対象となる世帯が、次の各号に定める要件のいずれかに該当するときは、 支援の対象としない。
 - (1) 従前住宅又は転居後住宅が当該世帯の構成員のうちいずれかの者の2親等以内の親族が所有し、又は経営するものであるとき。
 - (2) 従前住宅が定期建物賃貸借により契約されたものであり、その期間満了により契約が終了するとき。
 - (3) 立退きに係る金銭補償が、2,568,000 円を超えるとき。
 - (4) 転居後住宅の当初家賃が別表第1に定める転居後家賃限度額を超えるとき。
 - (5) 第5条に定める支援予定登録の申請時に転居後住宅の賃貸借契約を締結しているとき。
 - (6) 新宿区住み替え居住継続支援要綱(平成17年3月31日16新都住住第896号)第4条に規定する支援金を受給したことがある世帯又は次のアからウまでのいずれかの要綱に規定する助成金を受給したことがある世帯
 - ア 新宿区転入転居助成要綱((平成17年3月30日16新都住住第903号)
 - イ 新宿区次世代育成転居助成要綱(平成30年3月30日29新都住居第1307号)
 - ウ 新宿区多世代近居同居助成要綱(平成30年3月30日29新都住居第1306号)

(区立住宅居住者に関する資格要件)

- 第 2 条の 2 区立住宅に居住している世帯のうち、支援の対象となる世帯(以下「従前区立住宅入居世帯」という。)は、次の各号に定める要件を備えることとする。
 - (1) 条例第30条第1項の規定による使用権の承継に係る区長の許可を受けられなかった世帯(条例第30条 第4項の規定により許可を受けられなかった世帯を除く。)であること。
 - (2) 当該区立住宅の明渡し指定日以前の転居であること。
 - (3) 独立した生計を営める世帯であること。
 - (4) 区内の民間賃貸住宅への転居であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、支援の対象となる世帯が、次の各号に定める要件のいずれかに該当するときは、 支援の対象としない。
 - (1) 転居後住宅が当該世帯の構成員のうちいずれかの者の 2 親等以内の親族が所有し、又は経営するものであるとき
 - (2) 第5条に定める支援予定登録の申請時において既に転居後住宅の賃貸借契約を締結しているとき

(支援内容)

第3条 支援の内容は、民間賃貸住宅対象世帯については、転居時の引越し費用及び転居後家賃が転居前家賃を上回る場合の差額とし、従前区立住宅入居世帯については、転居時の引越し費用に限るものとする。

(支援金額)

- 第 4 条 支援金の額は、次の各号に掲げる金額とする。ただし、当該金額に百円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。
 - (1) 引越し費用に係る支援

引越しに要した実費。15万円を限度とする。

(2) 家賃差額に係る支援

転居前後の月額家賃の差額の2分の1に24を乗じて得た額。ただし、単身世帯は36万円、二人以上世帯は54万円を限度とする。

(支援予定登録申請)

第5条 支援を受けようとする者は、転居後住宅の契約締結前に、支援予定登録申請書(第1号様式)に次の各号に定める書類を添えて区長に申請しなければならない。ただし、従前区立住宅入居世帯については、第3号に定める書類は不要とする。

- (1) 現在居住している住宅の賃貸借契約を証する書類
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 世帯全員の収入を証する書類
- (4) その他区長が必要と認める書類
- 2 住民登録している世帯は、区長に同意書を提出して前項第2号に規定する世帯全員の住民票の写しの提出を省略することができる。

(支援予定登録の決定)

- 第6条 区長は、前条の申請があったときは、第2条及び第2条の2に定める資格要件を審査し、適格者については支援予定登録(以下「登録」という。)を決定し、不適格者については不決定とする。
- 2 区長は、登録を決定したときは支援予定登録決定通知書(第 2 号様式)により、不決定のときは支援予定登録 不決定通知書(第 3 号様式)により申請者に通知する。

(登録有効期間)

第7条 登録は、登録日から起算して6月を経過した日の属する月の末日まで有効とする。

(支援申請)

- 第8条登録の決定を受けた者が、支援を受けようとする場合は、転居後住宅の確定後、速やかに支援申請書 (第4号様式)に次の各号に定める書類を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、住民登録している世 帯は、区長に同意書を提出して第2号に規定する世帯全員の住民票の写しの提出を省略することができる。
 - (1) 転居後住宅の賃貸借契約を証する書類
 - (2) 世帯全員の住民票の写し
 - (3) 引越し費用の支払を証する書類

- (4) 立退きを求める理由及び立退き料の額を記載した書類(従前住宅の貸主が発行したものに限る。)
- (5) その他区長が必要と認める書類

(支援の決定)

第9条 区長は、前条の規定による支援申請があったときは、第2条及び第2条の2に定める資格要件を審査し、 支援 金額を確定のうえ、支援決定通知書(第5号様式)により申請者に通知する。

(支援金の請求)

第10条 前条の規定により支援の決定を受けた者は、支援金請求書(第6号様式)により、支援金を区長に請求しなければならない。

(支援金の支給)

第11条 区長は、支援金について、前条の規定による請求がされたときは、速やかに支給する。 (補助)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については別に定める。 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年9月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に支援予定登録を受けた世帯が、要綱第8条第1項に規定する支援申請書を提出したときは、改正要綱に基づき支援予定登録を決定した世帯とみなす。

附則

- 1 この要綱は、令和3年2月3日から施行する。
- 2 この要綱(第2条第1項第4号の改正規定(「2,568,000円」を「2,668,000円」に改める部分に限る。))による

改正後の新宿区住み替え居住継続支援要綱の規定は、令和3年度以降の特別区民税・都民税の課税証明書により行われる総所得金額による同号の要件の判定について適用し、同年度前の特別区民税・都民税の課税証明書により行われる総所得金額による同号の要件の判定については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条第2項第4号)

転居後家賃限度額(一戸当り月額)

世帯構成	転居後家賃限度額(円)
単身世帯	120,000 円
二人以上世帯	150,000 円